



謹賀新年 本年が皆様にとりまして
 良い年でありますようにお祈りします。
 6 日 小寒, 7 日 七草, 8 日 成人の日, 11 日 鏡開き,
 20 日 大寒



January 案内 2024 法改正

- (1) **4.1 障害者雇用率改正** 現行：2.3% → 新：2.7% (**2.5%**)
 ※令和 8 年 6 月 30 日までの間、括弧書きの率 国等の率 現行：2.6% → 新：3.0% (2.8%) 日本平からの富士山
 都道府県等の教育委員会にあっては、現行：2.5% → 新：2.9% (2.7%) 特殊法人の率 (法
 第 43 条第 6 項の障害者雇用率をいう。) 現行：2.6% → 新：3.0% (2.8%)
- (2) **4.1 時間外・休日労働の上限時間**が**医師・建設業・自動車運転者にも適用開始**され、知事指定を受けた医療機
 関の医師については **1 か月について 100 時間未満かつ 1 年について 1,860 時間**となります。※ 連携型特定地域医
 療提供機関から派遣される医師については、1 年について 36 協定に定めることができる時間外・休日労働時間の上
 限 (個々の医療機関における上限) は **960 時間**。原則は月 45 時間、年間 360 時間であり特別条項がある場合でも
 年間は 720 時間となりますが、**自動車運転者の時間外労働**については、労働基準法第 140 条の規定により、これら
 の適用は猶予され、臨時的な特別な事情がある場合で年 **960 時間の上限時間**が適用されます。
- (3) **4.1 労働条件明示ルールが改正**「労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項」が追加
 1. すべての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時
 明示事項①：就業場所・業務の変更の範囲
 2. 有期労働契約の締結時と更新時
 明示事項②：更新上限 (通算契約期間または更新回数の上限) の有無と内容
 ※併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ
 説明することが必要
 3. 無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時
 明示事項③：無期転換申込機会・無期転換後の労働条件
 有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、従業員からの申込により、次の契約から無期労働契
 約に転換できるが、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバラ
 ンスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならない。
 他に、就業規則を確認できる場所や方法についても記載 (通達改正から)
- (4) **12.2 マイナ保険証に事実上一本化** 現行の健康保険証を **2024 年 12 月 2 日に廃止**すると閣議決定
 同日以降は新規発行が停止されます。発行済みのものは有効期限内であれば最長 1 年間は使用可能。マイナカードを
 持たない人には「資格確認書」を発行して対応します。
- (5) **10.1 被保険者数 51 人以上の事業所の社会保険適用拡大** 以下の条件にすべて該当する**短時間労働者**が対象
 ①週の所定労働時間が 20 時間以上 (残業時間は含めない) ②所定内賃金が月額 8.8 万円以上 (通勤手当、残業代、
 賞与は含めない) ③2 か月を超える雇用の見込みがある ④学生ではない (定時制等を除く) 方

※ (労働者分保険料率) 健康保険 **50.05** (愛知) / 1000、介護保険 **9.1** / 1000
 厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **6** / 1000 (建設業 **7** / 1000)

2. 名言名句

「堪忍は無事長久の基 いかりは敵とおもへ」

徳川家康「東照宮御遺訓」から

3. 法改正等ワンポイント

旅館業法が改正されています～カスハラは宿泊拒否も

旅館業の営業者は、公衆衛生や旅行者等の利便性といった国民生活の向上等の観点から、一定の場合を除き、宿泊しようとする者の宿泊を拒んではならないとされています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期において、①宿泊者に対して感染防止対策への実効的な協力の求めを行うことができない、②いわゆる迷惑客について、営業者が無制限に対応を強いられた場合には、感染防止対策をはじめ、本来提供すべきサービスが提供できない、などという営業者からの意見が国に寄せられました。こうした情勢の変化に対応して、旅館業法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年12月13日に施行されました。改正の主な内容は以下の通りです。

1 宿泊拒否事由の追加、2 感染防止対策の充実、3 差別防止の更なる徹底等、4 事業譲渡に係る手続きの整備

今回の法改正で、宿泊を拒むことができる事由として「**特定要求行為が行われたとき**」が追加されました。特定要求行為とは、**カスタマーハラスメント**に該当する行為等を指し、その例として、①不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービスの要求、②対面や電話等により、長時間にわたり、不当な要求を行う行為、③要求の内容の妥当性に照らし、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なものなどが挙げられます。他方、障害のある方が社会の中にある障壁の除去を求める場合や、障害を理由とした不当な差別的取扱いを受けたことへの謝罪等を求めることは、これに当たりません。コロナ禍で控えていた出張を再開した企業も増えています。**旅先で従業員が不測の事態に陥ることのないよう、今回の改正を周知しておくことが大切です。**

4. 統計・情報

① 大和リース（大和ハウスグループ）は、2023 年の年末賞与より**育児休業を取得した職員の仕事を代わりに支えた従業員（正社員のほか契約社員などを含むすべての従業員が対象）へ賞与（ボーナス）を再分配する「サンキューペイ制度」**の導入を発表した。適用条件は、代替要員の補充、部門の業務量等軽減の措置が無く、育休取得日数が合計15日以上である場合、また、対象期間は、原則、子が1歳に達するまでの間、としている。育休職員へ支払い予定の賞与原資を同僚やチームへ再分配することで、育休職員の気兼ねを軽減し（育休の取得し易さ）、職場を支える従業員にも相応の手当が支給され、**職場全体の納得感と一体感を高める効果**を想定している。

https://www.daiwalease.co.jp/press/231212_sankyu.pdf

② 自民、公明両党は、2024 年度の与党税制改正大綱をまとめた。構造的な賃上げ実現のため、1人当たり4万円の所得税などの定額減税、賃上げ促進税制の拡充・延長が盛り込まれた。また少子化対策として、**児童手当拡大に伴う16～18歳の子を持つ家庭の扶養控除見直し、子育て世帯の住宅ローン減税の上限維持、23歳未満を扶養する世帯の生命保険料控除引上げ**などが盛り込まれた。（12/15）

③ 総務省は、人口推計の2023年12月概算値及び7月の確定値を公表した。23年12月1日現在の総人口（概算値）は**1億2,424万人**（前年同月比62万人・0.50%減）。7月1日現在の総人口（確定値）は1億2,451万7千人（同60万8千人・0.49%減）。年齢階層別（確定値）では「**15歳未満**」が**2.11%減少**、「**15～64歳**」が**0.36%減少**、「**65歳以上**」が**0.09%減少**。うち「**75歳以上**」人口は**3.94%増加**した。（12/20）

④ 厚生労働省の年金部会は12月26日、**月収65万円を超える高所得者の厚生年金保険料を引き上げる**議論を始めた。賛成意見が多数を占める一方で、労使折半で保険料を負担する中小企業団体の委員が反対。厚労省は議論を重ね、来年末までに結論を得る方針。上限の保険料を納めているのは厚生年金加入者の6%で264万人。保険料が上がれば、受け取れる年金額も増える。また、育児中の自営業者の国民年金保険料を免除する案も議論され、賛成意見が大半を占めた。これを受けて、厚労省は24年の通常国会で国民年金法改正案の提出を目指す。



浜松城（家康の出世城）

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

昨年、NHK大河ドラマ「**どうする家康**」を最後まで観ました。賛否両論、人気・不人気ランキングで両方の1位だったとの事。家康ブームということで関連したTV特番がいくつも放送され、「**城郭や甲冑、著名な合戦、そして海外との交易**」なども注目を集めました。知っているようで知らない家康について、改めて知ることができました。「**戦なき世を作った**」ことは、もちろん「オランダやスペイン・ポルトガル・イギリス」との**海外交易**を400年以上前に始めるなどしたことは、その当時としては物凄い事だと思いました。秀吉は朝鮮出兵など侵略的でしたが、家康は戦をなくし、生活を豊かにする施策し、国内はもとより海外に目を向け海外国家と**友好的に経済活動**を推し進めました。「**とんでもなく忙しい天下人**」だった事でしょう。「**世の為、人の為にも生きた将軍であり、国際経済・政治家**」だったと言っても良いでしょう。未だ戦乱が続く「ロシア・ウクライナ」「イスラエル・ハマス/パレスチナ」、国内では物価上昇の中、裏金問題の噴出、政治家は自らの利益のために働いてるのか！国民の不信感は高まっています。トップに立つ者、家康に学ぶべきではないかと思うのです。

今年は辰年、**中日ドラゴンズ**の年と言いたいところですが期待せず静観してゆきます。それよりもやはり「**ドジャース大谷翔平**」を見たいですね。山本投手も移籍加入し大注目、ドジャースの野球中継から目が離せない事でしょう。今年も法改正が続きますが、しっかりご案内してゆきます。 **Noboru 2024**